

少数民族の在外運動組織（特集 現代中国の政治変容）

著者	星野 昌裕
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	130
ページ	20-23
発行年	2006-07
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005439

少数民族の在外運動組織

星野昌裕

一九九〇年代以降の中国の民族問題をめぐる政治アクターの特徴は、チベットのみならず、ウイグルや内モンゴルなどの民族運動が活動拠点をアメリカやドイツなどの国外に拡大しはじめたことである。従来、チベット以外の民族運動在外組織は、中国からの分離独立の実現性が低いことを理由に、中国政治のアクターとしてはその役割を低く見積もられてきた。しかし、ウイグルの民族運動にみられるように、中国当局とのあいだに一定の政治的リアクションが行われるようになり、その政治アクターとしての役割が高まってきた。

●一九九〇年代におけるウイグル民族運動の国外組織の結成

一九八〇年代末から中国政府はウイグル民族運動の国外組織に警戒感を募らせていたが、とりわけ一九九六年頃からアメリカやドイツなどで様々な組織が樹立されるようになった。それらのうち、今日の民族運動につながる代表的な組織を挙げてみよう。

①東トルキスタン情報センター (Eastern

Turkistan Information Center)。

一九九六年六月一日、ドイツのミュンヘンに設立された。同センターはインターネッツなどを使って、ウイグルの民族運動に関する情報をウイグル語、英語、日本語、中国語などで情報発信している。アブドゥジリリ・カラカシがこの組織の中核メンバーであり、現在は二〇〇四年九月に設立された東トルキスタン亡命政府(後述)の重要ポストを兼務している。中国政府からは要注目人物としてマークされており、二〇〇三年二月一日に発表された中国公安部「テロ組織・テロリスト」(後述)で名指しされている。

②東トルキスタン民族解放センター (East Turkistan National Freedom Center)。

一九九六年にアメリカで設立され、アメリカ政府や国際世論への働きかけを活動の中心としている。二〇〇四年九月に東トルキスタン亡命政府を樹立した際の母体組織となり、センター主席のエニウエル・ユスツプ・トゥラニは、その亡命政府の総理大臣をつとめている。

③ウイグル・アメリカン・アソシエーション (Uyghur American Association)。

一九九八年五月に在米ウイグル人のコミュニティ拡大にあわせて創設され、「ウイグルの文化を維持発展させるとともに、ウイグル人が平和的民主的な方法によって将来の政治決定を行える環境を創出すること」を目的としている。主要メンバーは二〇〇四年四月の世界ウイグル代表者会議(後述)の設立に関わった。

④東トルキスタン民族会議 (East Turkistan National Congress)。

一九九九年一〇月に設立された。一九九二年二月にトルコで開催されたウイグル民族運動フォーラムの流れを引き継ぐ古参組織のようである。二〇〇一年一〇月に開催された第三回全体会議では、同時多発テロ直後の開催のためか、ウイグルの民族運動がテロとは無関係であり、中国政府が反テロの名目で民族運動の取締りを強化していることへの非難を決議した。また二〇〇四年四月の世界ウイグル代表者会議の創設に関わった。



特集／現代中国の政治変容

⑤その他。

二〇〇三年二月二五日に中国公安部が発表した「テロ組織」リストによれば、東トルキスタンイスラム運動（一九九三年結成、一九九七年再結成）、一九九六年にトルコのイスタンブールで結成された東トルキスタン解放組織、一九九六年にドイツのミュンヘンで創設された世界ウイグル青年代表大会があるとされる。

●ウイグル民族運動に対する中国 政府の対応

こうした動きに対して、中国政府は新疆ウイグル自治区に隣接する中央アジア諸国との外交関係を強化し、一九九八年七月の上海ファイブで分離主義やテロリズムへの協力関係を強化する点で合意を得た。また二〇〇一年六月一五日には、上海ファイブにウズベキスタンを加えて上海協力機構を結成し、「テロリズム、分離主義、過激主義の取り締まりに関する上海条約」に調印し、ウイグル問題、チエチェン問題、ウズベキスタラム問題などに多国間協力で対処することを決められた。その三カ月後に発生した同時多発テロ直後には、いち早く国際社会と「テロ」で共闘することを表明し、二〇〇一年一月一日にアフガニスタンのタリバンから軍事訓練を受けている証拠があるとして、東トルキスタンイスラム運動を「国際テロ組織」に位置づけた。米中関係においては二〇〇二年八月二六日、中

国訪問中のアーミテージ國務副長官（当時）が、少数民族の諸権利を尊重する必要性を述べたうえで、東トルキスタンイスラム運動をアメリカ政府のテロ組織リストに加えたことを明らかにした。また九月一日には国連安保理も同運動をテロ組織リストに加えた。

国内面では、二〇〇一年二月に刑法を改正し、「テログループ」を組織した場合一〇年以上の懲役または無期懲役とするなど「テロ」への処罰を強化した。また二〇〇二年初頭に國務院新聞弁公室が「東トルキスタン」テログループは犯罪責任を免れることができない」を発表するとともに、中国公安部に反テロ局を創設した。そのうえで二〇〇三年二月一五日、中国公安部は「東トルキスタン独立テロ組織およびテロリスト」を公表し、東トルキスタンイスラム運動、東トルキスタン解放組織、世界ウイグル青年代表大会、東トルキスタン情報センターの四団体を「テロ組織」に、一名の個人を「テロリスト」とした。

中国公安部反テロ局副局長の趙永琛は二〇〇三年二月一五日の記者会見で、「テロ組織」と「テロリスト」の認定基準を次のように説明した。「テロ組織」については、①テロ行為により、国家の安全を脅かし、社会的秩序を破壊し、大衆の生命・財産を損なう組織（本部所在地は国内・国外を問わない）。②一定の組織体制と分業システムを備えている。③上記①、②の基準に合

致しかつ以下の条件のいずれかに当てはまる組織。(i)テロ活動を組織、計画、扇動、実行、参加したことがある、もしくは現在テロ活動を組織、計画、扇動、実行、参加している。(ii)テロ活動に資金援助と支持を与えている。(iii)テロ活動拠点を設立し、組織的にテロリストを募集、訓練、育成している。(iv)別の国際テロ組織と連携して資金援助、訓練、育成を受け、それらの活動に参加する組織。「テロリスト」については、①テロ組織と連携して、国内外で国家の安全と大衆の生命・財産を脅かすテロ活動を行う人物（中国籍・外国籍を問わない）。②上記①の基準に合致しかつ以下の条件のいずれかに当てはまる人物。(i)テロ組織を組織、指導し、参加している。(ii)テロ活動の実施を組織、計画、扇動、宣伝、教唆している。(iii)テロ組織とテロリストがテロ活動を行えるように、資金援助し支持を与えている。(iv)上記基準で認定されたテロ組織やその他の国際テロ組織を受け入れて、その活動に資金援助、訓練、育成、参加している。

●二〇〇四年におけるウイグル民族運動組織の統合と創設

中国公安部によるリスト発表への対抗と、経済力の向上に伴う中国の世界的影響力拡大への警戒感から、二〇〇四年に入るとウイグルの在外運動組織の組織統合が急速に進展し、以下の二つの組織に収斂していっ

年九四歳)を父にもつ。組織の中核には中国政府が「テロリスト」として警戒するドリックエン・アイサがいるほか、主要メンバーのなかに、アメリカのワシントンDCに拠点をおくウイグル・アメリカン・アソシエーションの幹部が名を連ねている。同アソシエーションを通じてアメリカとのパイプを確保しているとみられる。

② 東トルキスタン亡命政府 (East Turkistan Government in Exile)。

東トルキスタン亡命政府は、二〇〇四年九月一日にアメリカのワシントンDCで設立され、同年一月下旬に「東トルキスタン憲法」を発表した。

「大統領」にはオーストラリア在任のエフメット・イゲムベルディが選出されているが、中核を担っている人物は、「総理大臣」のエニウエル・ユスツプと「広報大臣」兼東トルキスタン情報センター主席のアブドゥジェリリ・カラカシ(前述)であろう。亡命政府の人員構成からみて、アメリカに拠点を置く東トルキスタン民族解放センターと、ドイツに拠点を置く東トルキスタン情報センターをベースに設立されたとみられる。

二〇〇四年の組織統合において、ウイグル民族運動の在外組織は世界ウイグル代表者会議と東トルキスタン亡命政府の二つの系譜に収斂しているようにみられるが、この両者の関係については、活動方針などに

た。

① 世界ウイグル代表者会議 (World Uyghur Congress)。

世界ウイグル代表者会議は、東トルキスタン民族会議、世界ウイグル青年代表大会、欧州東トルキスタン連合などが中心となって、二〇〇四年四月一八日にドイツで設立された。平和的・非暴力的・民主的な手段による民族自決を目指すとし、武装暴動に否定的な立場をとっている。

主席に就任したエリキン・アリップテキンは、一九四九年以来在外ウイグル人の精神的支柱であったアイサ・ユスフ・アリップテキン(一九九五年にトルコで死去。享

においてなお大きな隔たりが存在しているようである。世界ウイグル代表者会議は、亡命政府との協力関係を模索する可能性を示しながらも、その前提条件として法的な登録手続きを行ってアメリカ政府から公的な認知をうけることを提示した。さらに亡命政府と同様にアメリカに拠点をおくウイグル・アメリカン・アソシエーションのメンバーとエリキン・アリップテキン(前述)が亡命政府に参加することを協力関係の前提条件とみているようである。一方、東トルキスタン亡命政府側もその声明のなかで、在外ウイグル人の間で亡命政府樹立に関して活動方針の不一致や不協和音が存在することを認めている。

● 在外ウイグル民族運動組織の展望

在外ウイグル民族運動の再編は現在進行形であり、この両者の関係を単純な対立構図とはみなしきれない。しかし少なくとも現段階においては、在外運動が一枚岩の強力な組織を保持しているとはいえず、この両組織がいかに連携し協調関係を築いているかという点に、今後の在外ウイグル民族運動の展望が見連せよう。

両組織とも組織力や資金力などが不十分であり、民族運動の政治目的をすぐに達成できる状況にはない。しかし、中国政府と様々なたちで相互に政治的リアクションを繰り返しており、在外運動組織が政治ア



特集／現代中国の政治変容

クターとしての役割を演じ始めていることは否定できない。中国政府がまだまだ未熟な「挑戦者」を国際関係の枠組みを用いて封じ込めようとした結果、かえってこの「挑戦者」の存在が国際的な認知を得るようになってきたからである。東トルキスタン情報センターの指導者たちが言うように、「同時多発テロを利用して中国はウイグル民族運動への攻撃を強めたが、同時に東トルキスタン問題を国際化する面で大きな一歩を踏み出した」のである。二〇〇六年四月の胡锦涛国家主席のアメリカ訪問に際してアメリカ国務省が作成したファクトシートには、チベット問題と並んで、中国政府が国際テロとの共闘という名目でウイグルのムスリムを規制しているという指摘がある。このように米中関係においてもウイグルの問題が取り上げられ始めたのである。民族運動側によれば、引き続き国際社会での活動空間を獲得する必要があり、特にアメリカへの依存度を高め続けるであろう。

●内モンゴル人民党

内モンゴルの在外民族運動に関しては、一九九七年三月二三日にアメリカ・ニュージャージー州のプリンストンで内モンゴル人民党が結成されている。初代主席には、一九五七年生まれの内モンゴル東部の哲里木盟奈曼旗出身のタイムチルト・シヨブステュッドが選出された。彼は二〇代の頃から文化大革命期の冤罪事件「内モンゴル人

民革命党掘り出し運動」に関わった責任者の厳罰を求める運動に参加していたという。

内モンゴル人民党の活動方針を理解するには、その名称の由来と一九九七年という設立年のもつ意味を知る必要がある。一九二〇年代と一九四〇年代に内モンゴル人民革命党という政党が実在し、内モンゴルの独立を求める民族運動の指導的な役割を担っていた。内モンゴル人民革命党は内モンゴル民族運動の歴史的な求心力であり、そこから「革命」の二文字をとって内モンゴル人民党という組織名称としたのである。また現在の中国では、一九四七年五月一日を内モンゴル自治区の創設日としている。

民族運動を実施する立場からすると、一九九七年は中国共産党による内モンゴル「占領」五〇周年と解釈され、それにあわせて内モンゴル人民党を創設したのである。

こうした政治系譜をもつ内モンゴル人民党は、その政治目的として内モンゴルのみを領域とした独立国家の樹立を目指しており、モンゴル国との統一を政治アジェンダに含んでいない。短期的には民主的かつ平和的に中国共産党による「植民統治」を終結させ、中期的には中国の発展を見極めながら連邦関係などによって協調関係を構築し、最終的には内モンゴルを独立国家とすることを目指している。「二つのモンゴル国」の統一は党のアジェンダに含めておらず、内モンゴルに限定した民族主義を強調した政治運動を展開している。

●民族運動と日本

内モンゴル人民党の活動は、他の民族運動と比べてそれほど活発とはいえず、ホームページの更新も長く停滞状態が続いていた。ところが二〇〇六年二月に、内モンゴル人民党のメンバーが日本に集結し「東京宣言」を発表した。「東京宣言」は、党の本部をアメリカから日本に移動させることや、条件が整えば南モンゴル臨時政府（そもそも内モンゴルや外モンゴルという言い方は中国からみた場合の識別表現であり、モンゴル語では北モンゴルや南モンゴルという表現を用いるという。したがって、「南モンゴル」という名称を使うこと自体、一つの政治性をもっていいえる）を樹立することなどを提示している。世界的にみて、民族問題は人権問題として取り扱われるケースが増えており、一方的な宣言とはいえず彼らが日本での活動を進めていくとなると、中国の民族問題に日本がいかに関わっていくべきかを真剣に検討しておく必要が生じてくるであろう。

（ほしの まさひろ／静岡県立大学国際関係学部助教授）